

# 賃金構造基本統計調査関係



# 賃金構造基本統計調査について

## 1 賃金構造基本統計調査の概要

### (1) 調査の実施機関

厚生労働省

### (2) 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数及び経験年数別に明らかにすること

### (3) 調査の時期

6月分の賃金等(賞与、期末手当等特別給与額については調査前年1年間)について、7月に調査を行う。

### (4) 公表の時期

調査実施の翌年の3月頃 (平成23年分は平成24年2月22日公表)

## 2 調査の対象

### (1) 地域

日本全国(ただし、一部島しょを除く。)

### (2) 産業

日本標準産業分類(平成19年11月改定)に基づく16大産業[鉱業,採石業,砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業,郵便業、卸売業,小売業、金融業,保険業、不動産業,物品賃貸業、学術研究,専門・技術サービス業、宿泊業,飲食サービス業、生活関連サービス業,娯楽業、教育,学習支援業、医療,福祉、複合サービス事業及びサービス業(他に分類されないもの)]

### (3) 事業所

5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所(5～9人の事業所については企業規模が5～9人の事業所に限る。)及び10人以上の常用労働者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象とする。

※常用労働者とは次の①～③のいずれかに該当するものである。

① 期間を定めずに雇われている労働者

② 1か月を超える期間を定めて雇われている労働者

③ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、4月及び5月にそれぞれ18日以上雇用された労働者

### 3 厚生労働省より提供を受けたデータ

行政機関等が統計の作成を行う場合には、調査票情報を2次利用することができる。厚生労働省に対して利用目的を付して申出を行い、審査を経て、大阪府内の常用雇用労働者10人以上を雇用する民営の事業所の常用雇用労働者（短時間労働者は除く）の調査票情報の提供を受けた。

#### (1) 事業所単位のデータ

##### 【調査事業所数の状況】

	平成21年	平成22年	平成23年	合計
大阪市内	877所	845所	840所	2,562所

##### 【主な調査項目】

- 産業分類番号（大分類、中分類）
- 企業規模番号
- 新規学卒者の初任給及び採用人数

#### (2) 個人単位のデータ

##### 【調査実人員及び母集団復元後人員の状況】

		平成21年	平成22年	平成23年	合計
大阪 市内	調査実人員	18,274人	17,532人	17,087人	52,893人
	母集団復元後	約77.5万人	約75.3万人	約77.5万人	約230.3万人

##### 【主な調査項目】

- 性別    ○最終学歴    ○年齢
- 雇用形態
  - ※ 正社員・正職員とそれ以外、雇用期間の有無を区分
- 労働者の種類
  - ※ 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業に属する労働者について、「生産労働者」と「管理・事務・技術労働者」に区分
- 役職番号（部長級、課長級、係長級、非役職等）
  - ※ 企業規模常用労働者100人以上の事業所のみ
- 職種番号
  - ※ 医師、デザイナー等の専門的・技術的関連職業従事者等の職種区分に該当する労働者のデータを除くことにより、公務の一般的な事務・技術職と類似していると認められる「事務・技術関係職種」に相当する労働者を限定することが可能
- きまって支給する現金給与額（通勤手当の分離はできない）
- 超過労働給与額
- 前年1年間の賞与、期末手当等特別給与額
- 復元倍率

#### 4 職種別民間給与実態調査と賃金構造基本統計調査との主な相違点

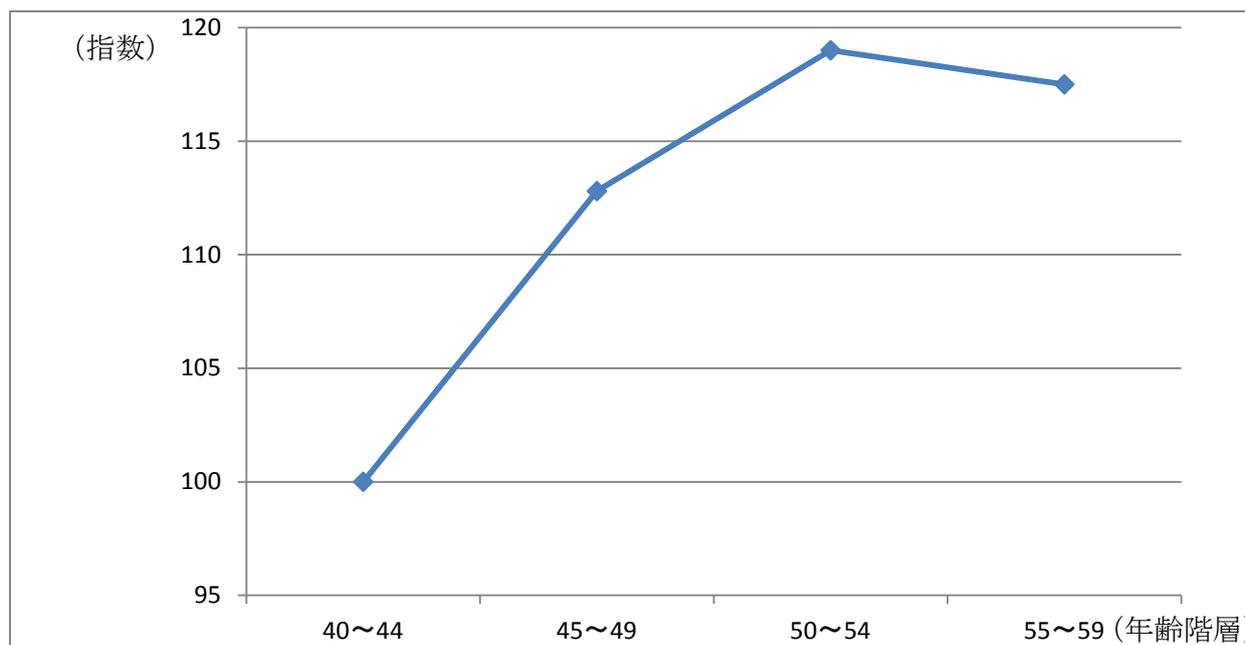
名称 (実施機関)	職種別民間給与実態調査 (人事院及び人事委員会)	賃金構造基本統計調査 (厚生労働省)	
調査時点	月例給は4月 特別給は前年8月から当該年7月	月例給は6月 特別給は前年1月から12月	
調査期間	5月初旬から6月中旬	7月	
結果公表時期	当年8月に公表(人事院) 当年9～10月に公表(人事委員会)	翌年の3月頃に公表	
対象事業所規模	企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の事業所	常用労働者10人以上の事業所 (別途、企業規模5～9人かつ事業所規模5～9人についても調査している。)	
対象産業	調査効率の観点から産業を限定 (農業、林業、飲食宿泊業、サービス業等を除く)	全産業 (農林水産業、公務等は除く)	
母集団及び抽出数	平成21年から平成23年までの合計 大阪市：母集団 565,736人 調査実人員 51,357人 ⇒抽出率 約9.1%	平成21年から平成23年までの合計 大阪市：母集団 約230.3万人 調査実人員 52,893人 ⇒抽出率 約2.3%	
企業規模区分	50人以上 50人～99人、100人～499人、500人以上の 区分で集計あり	10人以上が基本 10人～99人、100人～999人、1,000人以上 の区分で集計あり(5人～9人について別 集計あり)	
調査対象労働者	基本	常勤の従業員(雇用期間の定めのない者 に限る)	常用労働者
	雇用形態	正社員・正職員のみ	正社員・正職員以外の労働者を含む (但し、項目により正社員・正職員とそれ 以外を区分)
	就労形態	短時間労働者は除く	短時間労働者を含む (但し、項目により一般労働者と区分)
	職種	事務・技術関係職種等公務と類似の職種 工員、販売員等公務と性質の異なる職種 は調査対象外 ※ 公民比較の対象となるのは事務・ 技術関係職種のみ	特に制限なし (鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、 製造業に属する労働者では、生産労働者 とそれ以外を区分。その他、事務・技術 を除く職種別集計あり。)
給与	月例給	4月分のきまって支給する給与、時間外 手当、通勤手当	6月分のきまって支給する給与、超過労 働給与(通勤手当額の分離不可)
	特別給	事業所単位の支給額⇒月数比較	労働者単位の年間支給額
役職段階	支店長・工場長、部長、次長、課長、課 長代理、係長、主任、係員の8段階	部長級、課長級、係長級、非役職者の4 段階 (企業規模100人以上に限る)	

※ 「短時間労働者」は、次のいずれかに該当するものである。

- ① 1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者
- ② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも短い者

## 第 30 表 大阪市内の40歳以上の従業員の所定内給与の傾向

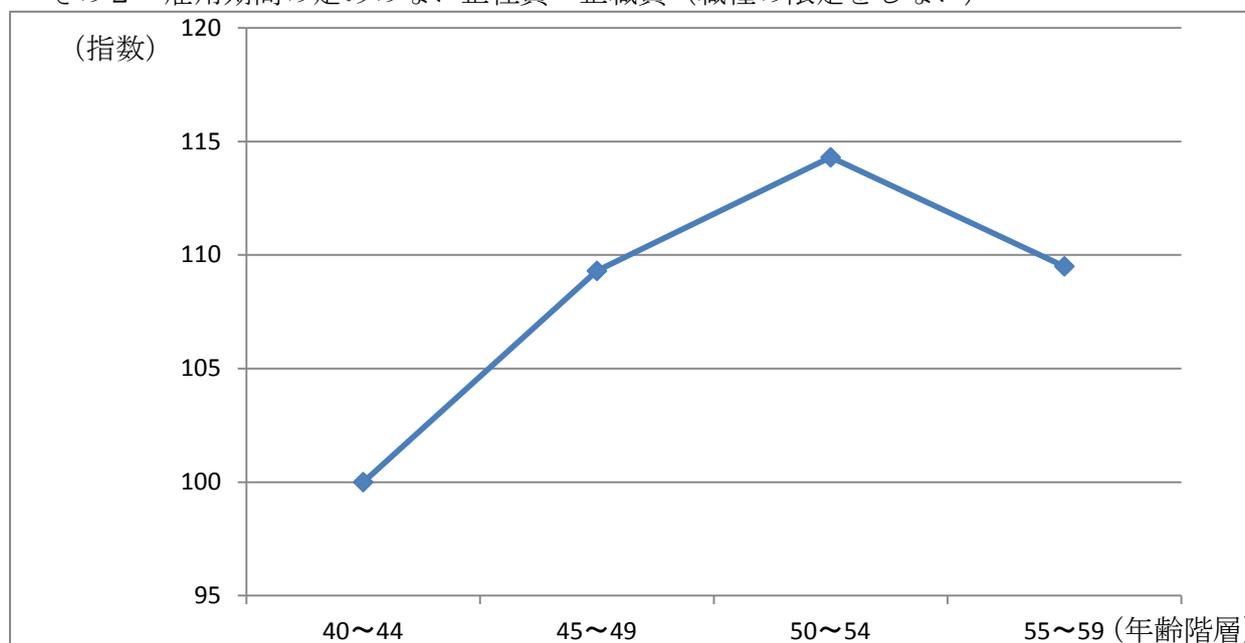
### その1 事務・技術関係職種相当の雇用期間の定めのない正社員・正職員



年齢階層	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳
指数 (40～44を100)	100.0	112.8	119.0	117.5
実人員	5,334	4,318	3,387	2,976

(注)1. 雇用期間の定めのない正社員・正職員のうち、事務・技術関係職種相当の者について集計を行った。  
2. 平成21年から平成23年までの3年間の調査データで算出した。

### その2 雇用期間の定めのない正社員・正職員（職種の限定をしない）

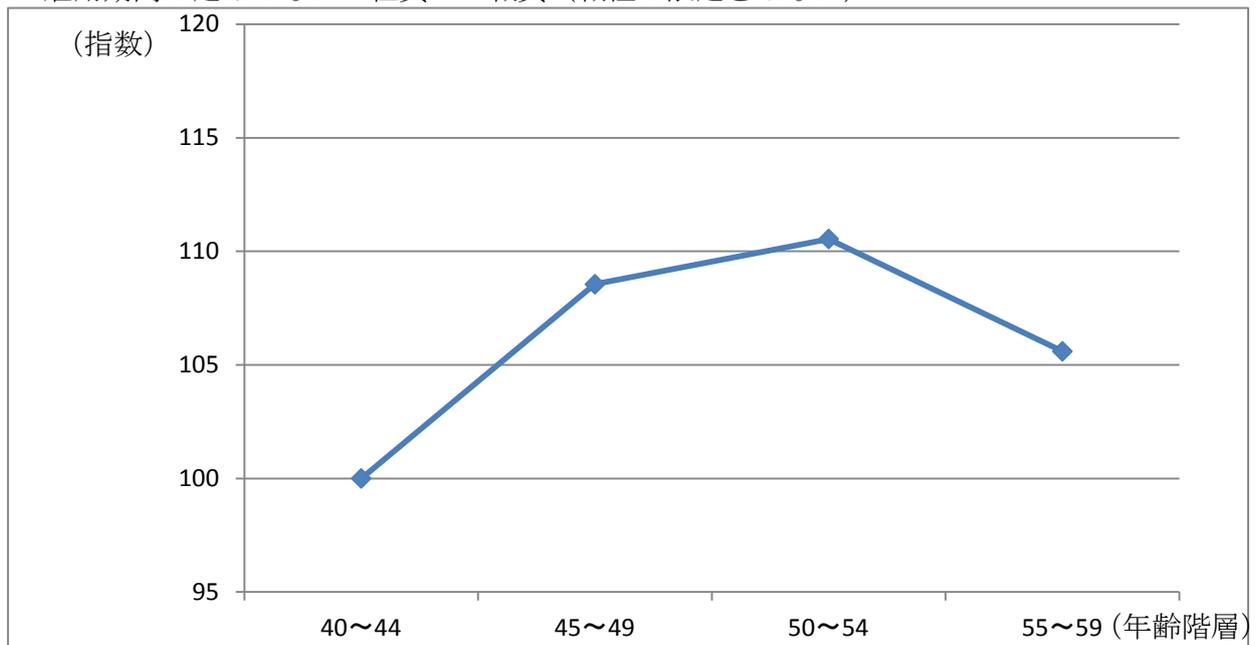


年齢階層	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳
指数 (40～44を100)	100.0	109.3	114.3	109.5
実人員	6,388	5,147	4,116	3,723

(注)1. 雇用期間の定めのない正社員・正職員について集計を行った。  
2. 平成21年から平成23年までの3年間の調査データで算出した。

〈参考〉 全国の40歳以上の従業員の所定内給与の傾向

雇用期間の定めのない正社員・正職員（職種の限定をしない）



年齢階層	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳
指数 (40～44を100)	100.0	108.6	110.5	105.6
実人員	—	—	—	—

(注) 平成21年から平成23年までの厚生労働省の公表値から算出した。なお、調査実人員は公表されていない。